

令和7年度
板野町職員採用試験（2次募集）案内

令和7年10月24日
板野町

〒779-0192
徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2
電話088-672-5980

受付期間 令和7年10月27日(月)～11月25日(火)

第1次試験日 令和7年12月14日(日)

- (1) 郵便による申込みは、11月25日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。
(2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
(3) 試験会場の変更など試験に関する変更がある場合は、板野町のホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
保育教諭 (短期大学卒業程度)	若干名	板野町において保育士ならびに幼稚園教諭の業務に従事します。
土木 (高等学校卒業程度)	若干名	板野町において主に土木行政事務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分	受験資格
保育教諭 (短期大学卒業程度)	昭和55年4月2日以降に生まれた者(就職氷河期世代含む。)で保育士の資格ならびに幼稚園教諭の免許を有する者または令和8年3月31日までに当該資格ならびに免許を取得する見込みの者
土木 (高等学校卒業程度)	昭和55年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者(就職氷河期世代含む。)

「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 板野町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 幼稚園教諭の免許を有する者が対象の試験区分については、上記(1)～(3)に加え、学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - イ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - ウ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第1次試験	令和7年12月14日(日) (1) 受付時間 9時00分から 9時45分まで (2) 試験説明 9時45分から (3) 試験時間 10時00分から	板野町町民センター (板野町大寺字亀山西169番地5) 駐車場は、町民センター及び役場の駐車場に停めてください。
第2次試験	令和8年1月中旬以降 (日時および場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験は、次のとおり行います。

試験種目	試験区分	時 間	方 法 及 び 内 容
教養試験 (40題)	すべての 区 分	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
専門試験 (30題)	すべての 区 分	13時00分から 14時30分まで	試験区分ごとにそれぞれの専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を行います。問題は、別表の「専門試験出題分野」から出題します。
適性検査	すべての 区 分	14時40分から 15時30分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。

(2) 第2次試験は、第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

試験種目	方 法 及 び 内 容
論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

別表

専門試験出題分野

試験区分	出題分野
保育教諭 (短期大学卒業程度)	社会福祉・子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 *障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
土木 (高等学校卒業程度)	数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基礎力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工

5 受験手続

(1) 申込用紙 **(郵送による請求またはダウンロードを推奨します。)**

申込用紙は、郵送による請求または板野町ホームページからのダウンロードにより入手できるほか、板野町役場 総務課窓口で配布しています。

郵送により請求する場合は、「**職員試験請求(試験区分 保育教諭または土木)**」と朱書きし、140円切手をはった返信用封筒に返送先を記入し、必ず同封してください。

(2) 受験申込先

板野町役場総務課宛 (〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南2番地2)

(3) 提出 **(郵送による提出を推奨します。)**

ア 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「**試験申込(試験区分 保育教諭または土木)**」と朱書きし、必ず「**一般書留郵便**」により板野町役場総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがき返送先を記入し、85円切手を必ずはってください。

イ 持参する場合は、申込受付期間内の執務日(月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに板野町役場総務課へ提出してください。

(4) 提出書類

・職員採用試験受験申込書1部(所定の申込用紙を使用すること。)

・受験申込書の郵便はがき(郵便による申込みの場合)

(5) 受験票

ア 受験票は申込みの際に交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、12月3日までに到着しない場合は、板野町役場総務課(TEL088-672-5980)へ連絡してください。

ウ **受験票の写真は申込みの際にはってはいけません。**申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真(縦4.5cm、横3.5cm)をはって、**試験当日必ず持参してください。**

※身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に板野町役場総務課に申し出てください。

6 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、令和7年12月下旬以降に板野町の指定する掲示板に公告するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。

(2) 第2次試験合格者の発表は、令和8年1月中旬以降に板野町の指定する掲示板に公告するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和8年4月1日以降です。

8 給与

初任給は、原則として下表のとおり支給されます。

このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

学 歴	初任給 (令和7年4月1日現在)
高 校 卒	188,000円
短期大学卒	204,400円
大 学 卒	220,000円

9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については次のとおり口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者（不合格者に限る。）が、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証など）を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。

区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間・場所
第1次試験結果	不合格者本人	順位及び総合得点	それぞれ合格発表から1月間 板野町役場総務課 平日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時
第2次試験結果			

10 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、板野町役場総務課（TEL088-672-5980）へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) **自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに板野町のホームページでお知らせします。**